

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
 ☎ 092-409-4188
 Fax092-409-4187
 Eメール akiko@b-souken.com

“なんじゃもんじゃ”が満開です。



「なんじゃもんじゃ」が満開です。

この写真は、実家の壱岐から、姪が送ってくれたものです。

この木は、日本（本州中部と対馬）で、限られた地域に自生しているため、知る人が少なく「なんの木じゃあー」と言っていたのが転じて「なんじゃもんじゃ」になったという話。祖父が対馬から持ち帰って植えたというもので、毎年、真っ白の花が咲き乱れます。

今年は、5月の連休に里帰りもできませんでしたが、実家の庭先で咲き誇る姿は、実に美しく、我が家の自慢の花として受け継がれていることに感動を覚えます。

今年の春は、各地で“チューリップ”や“ポピー”などが、刈り取られたニュースが

伝えられました。

そして、黒木の藤まつりが中止され、見事な“藤の花”が、バッサリと剪定されるテレビ画面には、八女の友人の顔も浮かび、心が痛みました。

地元の方が「来年以降もきれいな花を咲かせるため、藤にとっては良いこと」とのコメントにちょっとだけ救われました。

それもこれも、みんな「新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため」とはいえ、すんなりとは受け入れられるものではありませんでした。



持続化給付金

経済産業省の「持続化給付金」に関する問い合わせが相次いでいます。

この「持続化給付金」は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするための緊急に支給される「給付金」（助成金）で、申請から、原則として、2週間程度で支給するとされています。

◇給付額

- 法人の場合は、200万円、個人事業主は、100万円を上限（基準月の減少分を年間換算して昨年1年間の売上からの減少分を上限）。

◇支給対象

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。
- 資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。
 （医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など会社以外の法人も対象）
 詳細については、お気軽にご相談下さい。



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>

Eメール : akiko@b-souken.com

フレックスタイム制と 労使協定

Q&A

Q：フレックスタイム制を適用したいのですが、労使協定は必要ですか？

A：フレックスタイム制を適用するためには、就業規則等で、始業及び終業の時刻を労働者の決定に委ねることを規定すること。そして、必要な事項について労使協定で定めることが必要です。

Q：労使協定で定める内容は、どのようなことですか？

A：それは、①フレックスタイムの規定により労働させることができることとされる労働者の範囲②清算期間（その期間を平均し1週間あたりの労働時間が法定労働時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、3カ月以内の期間に限るもの）③清算期間における総労働時間です。

Q：当社では、清算期間を1カ月とする予定ですが、1カ月を超える清算期間を規定した場合でも内容は変わりませんか？

A：労使協定で規定する内容は同じですが、1カ月以内の場合は、労使協定を労働基準監督署への届出の義務はありませんが、1カ月を超える場合は、届出の義務化と1カ月単位での労働時間の上限規制という、2つの規制が追加されています。

将軍ふじ 小郡市・大中臣神社

今年“黒木の大藤まつり”が中止となる中、仕事で通り掛かった小郡で“将軍ふじ”に出会いました。

このふじの花は、小郡市の大中臣神社の境内にある樹齢六百数十年といわれ、1970年に福岡県の天然記念物に指定されてる藤の古木です。

神社の由緒では、「正平14年(1359年)

に大保原合戦で重傷を負われた征西将軍懐良親王様が、大中臣神社の加護で全快し、藤の木を手植えされた」ことから「将軍藤」と伝えられています。

また、「広さ5百平方メートルの棚に、長いもので2メートル



弱にもなる濃い紫の花は、毎年、4月中旬から5月上旬までに多くの花見客を集めています。」と記載されています。

しかし、今年は“自粛”の中で、残念ながら見事な花を訪ねた人はごく限られた人だったようです。



あとがき



新型コロナウイルスの拡がりによる緊急事態宣言が継続する中で、各事業所や新たな事業所から寄せられる相談は深刻で、緊急な対応が求められる忙しさの中で、社労士の役割を実感しています。

庭の垣根に這わせた“ハゴロモジャスミン”のふくよかな香りが、周りにひろがっています。

こうした花たちを見ながら、“コロナ自粛”が早急に終息し、いつもの日常が戻ってくることを願わずにはられません。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com